

支給要件確認フローチャート

※R5.4.27に支給を受けていない方用

このフローチャートはあくまで参考例です。
支給要件に該当するかは申請書等を審査した上で決定します。

Q1 平成17年4月2日生以降(障害児の場合は平成15年4月2日生以降)の子どもを養育していますか？

いいえ

支給対象外

はい

Q2 令和4年度の給付金を受給していますか？

はい

支給対象【申請不要】

横浜市から受給

4月27日～振込開始します

いいえ

他の市町村から受給した場合は、当該市町村へお問い合わせください。

Q3 令和5年度の住民税均等割の課税状況は？

非課税

要申請【支給対象】

課税 又は 未申告※

※未申告の方が、申請し非課税になった場合は支給対象

Q4 令和5年1月以降、家計が急変していますか？

はい

要申請【支給対象】

いいえ

食費等の物価高騰の影響を受け、急変後1年間の収入見込額が住民税均等割非課税相当

支給対象外